

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和4年12月16日
午前10時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【産業部】

- ①議案第73号 安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ②議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- ③議案第75号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【建設部】

- ①空き家解体補助金要綱の改正について
- ②上下水道料金の改定について

3、陳情・要望等審査

- (1) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書
- (2) 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書

4、その他

- (1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（8名）

委員長	山 根 温 子	副委員長	新 田 和 明
委員	武 岡 隆 文	委員	石 飛 慶 久
委員	山 本 優	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（10名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵

農林水産課長	森田	修	管理課長	神田	正広
上下水道課長	佐々木	宏	上下水道課 下水道担当課長	登田	晃
農林水産課 農林土木係長	森竹	和孝	建設部管理課 住宅係長	逸見	寿教

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利	幹夫	事務局次長	久城	祐二
総務係長	藤井	伸樹	主査	日野	貴恵

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 山根委員長 ただいまの出席委員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第2回産業厚生常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております日程のとおり、3件の議案審査、2件の報告事項、2件の陳情・要望等の審査を行います。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本日は、執行部より3件の議案審査と2件の報告があります。どうぞよろしく申し上げます。
- 山根委員長 それでは、議事に入ります。  
これより議案審査を行います。  
議案第73号「安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 本件は、高宮町羽佐竹に所在する香六ダム公園のキャンプ場テントサイト利用料を、過去に変更していたものの条例改正を失念していたこと及び今後の使用料を近隣施設に合わせた料金設定とするため、料金改定をいたすものです。  
詳細の説明は、担当課長が行います。
- 山根委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 それでは、説明をさせていただきます。  
現在、香六ダム公園テントベースの利用料として1,000円を徴収しておりますが、利用料金の条例改正がなされていなかったため、このたび是正するとともに、市内類似施設の状況を勘案し、利用料金増額のため条例の一部を改正をするものでございます。  
現在の利用料金については、オープンして間もなく、管理委託先である地元振興会から行政に対し「料金を1,000円に改定したい」との協議がありまして、行政側も承諾をしておりましたが、料金改定に伴う条例改正事務をしていなかったものでございます。  
議案書2ページをお開きください。  
現在、条例上、テントベース1サイト810円が上限で、現状1,000円を徴収しておりますが、このたび改定する上限額は、市内類似施設の利用料金と比較検討し、1サイト5,500円を上限としたいと考えております。  
また、テントなどキャンプ用具については、現在、劣化等により使用不可となっており、来場者からのニーズもないため貸し出しを行わないように考えております。今後、条例改正を伴う場合などは遅滞なく事務処理を行ってまいります。

- 以上で、説明を終わります。
- 山根委員長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。  
これより、議案第73号「安芸高田市香六ダム公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第73号の審査を終了いたします。  
次に、議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
森岡産業部長。
- 森岡産業部長 本件は、平成29年土地改良法の改正に伴い、本年度より新たなメニューが実施可能となったことから、県営土地改良事業分担金の徴収要件を追加するため、条例の一部を改正するものです。  
詳細の説明は、担当課長が行います。
- 山根委員長 森田農林水産課長。
- 森田農林水産課長 今年度、県営土地改良事業を2地区採択申請予定でございますが、この2地区の土地改良事業は国に対して「農地中間管理機構関連事業」というメニューで採択申請を行います。  
通常、土地改良事業は受益者分担金が必要となりますが、この事業は、他にも要件はございますが、主には15年以上、同機構を通じて、法人等の担い手と貸借契約を行うことにより、対象事業の受益者分担金が原則「なし」となります。  
本市では、この事業メニューの実施が初となるため、条例に規定する必要が生じたため一部改正を行うものでございます。  
主な改正内容ですが、議案書1ページをお願いいたします。  
第1条は、目的欄の文言の変更でございます。  
続いて、2ページ、第2条は、分担金の徴収の条項を追加し、「土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業を除く」を追加することにより、農地中間管理機構関連事業は分担金を徴収しない旨を明記するものでございます。

また、第4条は、知事の指定する事業についての「分担金の特例」とあるのを「特別徴収金」に言い換え、8年を経過していない場合の転用などに係る、いわゆる返還金の徴収について、通常の手当金と混同しないよう文言を変更するとともに、同事業における特別徴収金の算定基準等を明記するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第74号の審査を終了いたします。

次に、議案第75号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 本案は、向原町坂に所在する尾原運動公園及び尾原親水公園が、令和5年度より農村公園としての要件を満たさなくなることから、条例の一部を改正するものです。

詳細の説明は、担当課長が行います。

○山根委員長 森田農林水産課長。

○森田農林水産課長 安芸高田市農村公園設置及び管理条例を適用している農村公園のうち、尾原運動公園及び尾原親水公園を施設廃止に伴い、同条例第2条の別表から削除するものでございます。

廃止に至る経緯ですが、これからの同施設の管理について、管理委託先の地元振興会と協議を続けてきた結果、地元での管理はできないという結論に至りました。

議案書の2ページをお願いいたします。

条例第2条の別表でございしますが、この2施設を削除しております。

同条例施行規則第2条に「施設の管理運営は所在する集落等に委託する」という規定があるため、同条例を適用する施設から同施設を削除す

ることといたしました。

なお、今後の管理は、底地が市の財産であるため、当面、市で管理を行いながら、土地の利活用等について考えていきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第75号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第75号の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

次に、建設部に係ります「空き家解体補助金要綱の改正について」の報告を受けます。

執行部より説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 おはようございます。空き家の解体促進を図るため、補助金交付要綱を改正することについて報告をいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○山根委員長 神田管理課長。

○神田管理課長 空き家解体補助金要綱の改正について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。改正する現在の要綱は、裏面に抜粋版を掲載しておりますので、裏面、2ページを御覧ください

この補助金は、第1条、第2条に定めておりますとおり、空き家の中でも老朽化した危険建物が対象でございます。ですから、利活用の可能なものまで解体を促進するものではないということを御承知ください。

そして、このページの一番下、第7条に補助金の額について定めてお

ります。経費の3分の1、または30万円のいずれか少ない額というのが現在の要綱でございます。

表面、1ページに戻っていただきまして、改正の概要ですけれども、補助率の引上げとして3分の1を2分の1に、上限額を30万円から60万円に引き上げます。

引上げの期間は、令和5年度の1年間の限定としております。

恐れ入ります。資料の中で令和6年3月31日の「日」が抜けておりますので、「日」を加えていただきたいと思います。1年間限定としております。

この狙いは、今、安芸高田市版の解体費用シミュレーターの関心が高まっております。ちなみに、11月度のシミュレーターのアクセス数は272件ということでございます。

この関心が高まっている今、危険空き家の解体をためらっている方を、背中を押してあげようという点に狙いがございます。

そして、1年間限定としておりますのは、今が解体のチャンスという動機づけの効果を高めるためのものでもございます。

そして、この1年間限定とすることで、補助金を有効に、効果高く活用していきたいと考えております。

また、解体を決断するまでは至らなくても、この1年間で解体費用シミュレーターを体験したり、家族で解体の検討をする機会が増えれば、解体への意識は将来へも生かされていくものと期待をしております。

次に、今後の日程ですが、要綱改正の後、危険空き家の所有者へ直接案内を送ろうと考えております。また、相談にお越しいただいた皆さんにも、お知らせをいたします。来年4月1日から施行、1年後の4月1日には元の額に戻します。

最後に、補助金の交付実績を掲載しています。

今年度は既に23件と多いのですが、これはクラッソーネとの提携以前からの傾向でございます。これが今の現状でございます。この機会に、しっかりと解体を促してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

金行委員。

○金行委員 大変デメリット、メリットというのは両方、市のほうがお金を出すんですから、あんまりないかも分かりませんが、その環境とか、今言う危険の、空き家を投げとったら、それに事故いう等でメリットはあると思うんですが、これを1年でいうことですが、これは1年いうことで、もうぴしゃっと、様子を見るということですか。もう1年でぴしゃっと切るということですか。かなりメリットはあるとは私は思いますが、その点、ちょっとお聞きしたいと思えます。

- 山根委員長 答弁を求めます。  
神田管理課長。
- 神田管理課長 はい。1年で切ります。それは1年で切る、いつまでも継続するという  
ことであると意識が集中しませんので、まだ先でもいいかというこ  
とになりますと、検討するという意識も薄れてまいります。この1年に  
限定することで、その機会に、しっかり例えば家族とか、そういった皆  
さんで検討していただくような機会を、そういう意識づけをしていただ  
きたいというところにも狙いがございます。で、1年限定でございます。  
よろしく申し上げます。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。  
児玉委員。
- 児玉委員 広報の在り方、ちょっとお尋ねするんですが、市内の方だといろい  
ろな伝達手段がありますから、ほとんど伝わっていくんじゃないかと思  
うんですが、問題は、こちらに住んでおられん方で、身内もないという方  
ですね。なおかつ、それで県外とか、どこかに住んでおられるか分か  
りませんが、そういった方に対するお知らせというんですかね。こうい  
う条件の、そういう何か方法を考えておられれば、ちょっと教えていただ  
きたいと。
- 山根委員長 神田課長。  
○神田管理課長 お知らせにつきましては、危険空き家につきましては、こちらで把握  
をしております、所有者をある程度特定しております。その方々に直  
接ダイレクトメールをお送りするという方法を取りたいと思っております。  
それ以外にもホームページとかといったところでお知らせはします  
けれども、なかなか見られない方もあるでしょうから、ダイレクトメ  
ールを活用したいと考えております。  
以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。  
武岡委員。
- 武岡委員 今の危険空き家の情報については、市のほうで把握されているとい  
うふうにおっしゃっておられたんですが、大体、今の段階で何件ぐらい、  
そういった実態があるんでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。  
神田課長。
- 神田管理課長 空き家の数は全部で1,909件でございます。老朽化空き家の件数が636  
件、これは令和3年の調査ですけれども、そういう調査結果が出ており  
ます。おおむね空き家の中の33%ぐらいということになります。  
以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。  
河野部長。
- 河野建設部長 答弁にちょっと補足をさせていただきますと、修復が困難な、危険と



思われる空き家の件数は137戸となっております。

- 山根委員長　ほかに質疑ありませんか。  
金行委員。
- 金行委員　もう一点、ちょっとお聞きします。この3分の1から2分の1になるということは大変よいこととは思いますが、30万円、60万円ございますよね。あの根拠というのは何かあるんですか。どっかから業者がそういうことという何か、その分の何かの、何平米やったら何ぼいう根拠みたいなのがあれば、ちょっとお聞きしたいんですが。
- 山根委員長　答弁を求めます。  
神田課長。
- 神田管理課長　積算根拠のような計算式のようなものがあるわけではございませんけれども、やはりこの2倍という数字が、インパクトとして、ちょうどよいのではないかという判断ではございます。  
以上です。
- 山根委員長　よろしいですか。30万円の根拠と言われた。  
金行委員。
- 金行委員　すみません。私、思ったんですが、何平米だったら20万円とかいう業者さんの、それから、何平米だったら50万円とかいう、そういう根拠が、基準いうんですかね。根拠があつて、それになったのだと私自身思うたから聞いたんですが。ないのなら、よろしゅうございます。
- 山根委員長　質疑としてされますか。
- 金行委員　はい。もし、もう一遍そういうことであるなら、あると。ないなら、ないとお知らせは。
- 山根委員長　答弁を求めます。  
神田課長。
- 神田管理課長　そう、確かにクラッソーネの解体シミュレーターとかを使えばですね。何平米でどれぐらいの構造というふうなことを入れればですね。大体の金額が出ます。  
出ますが、それを基準にして決めたというわけではございません。  
以上です。
- 山根委員長　ほかに質疑はありませんか。  
石飛委員。
- 石飛委員　危険空き家が137件あるそうですが、その連絡先、所有者の確定が全てできて、全てに通知が行くようになっている状態でしょうか。
- 山根委員長　答弁を求めます。  
神田課長。
- 神田管理課長　ええ。全て把握しております。ただ、今の段階で相続などが発生しているケースもございますので、そこは、調べたいとは思いますが、まずは今、分かっている方へ、すぐにでもお送りしたいと思っております。  
以上です。

- 山根委員長 よろしいですか。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山根委員長 これをもって質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「空き家解体補助金要綱の改正について」の報告を終了いたします。  
次に、「上下水道料金の改定について」の報告を受けます。  
執行部より説明を求めます。  
河野建設部長。
- 河野建設部長 平成30年安芸高田市上下水道料金審議会の答申を受け、料金改定の経緯と今後のスケジュールについて報告をいたします。  
詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。
- 山根委員長 佐々木上下水道課長。
- 佐々木上下水道課長 それでは、安芸高田市上下水道料金改定について報告をいたします。  
まず、現状を簡単に説明しますと、上下水道事業は、重要なインフラでありながら、経営においては料金収入で賄うことができず、不足する財源を一般会計からの繰入れで補い、収支の均衡を保っている状態です。  
こうした状況の中で、平成29年に料金の見直しを行うため安芸高田市上下水道料金審議会を立ち上げました。  
そのときに2の審議会での検討で、基準外繰入金をゼロとした場合に、その改定率は95%以上、倍増程度の料金改定が必要となる想定をしました。しかしながら、これは現実的ではないという判断から、純利益を確保した改定率20%の答申を受けました。  
しかしながら、住民負担の観点から段階的な措置として、答申の半分10%の料金改定としています。今後の方針として、答申で示された改定率、未実施分の10%を改定したいと考えております。  
4の今後のスケジュールですけれども、まず、未実施分の10%の改定は、2月議会への条例改正案を上程し、令和5年度11月から料金改定を行いたいと考えています。しかしながら、今回の改定により一時的な回復は図れますが、今後も一般会計からの繰入金に依存した体制が続くと考えています。このため、令和7年4月をめどに、安定した経営を行うことができる適正な料金改定が必要と考えております。  
以上で、説明を終わります
- 山根委員長 これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「上下水道料金の改定について」の報告を終了いたします。  
ここで、説明員退席のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

~~~~~○~~~~~

- 山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、陳情・要望等の審査に入ります。  
「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書」の件を議題といたします。  
陳情書の内容について、事務局より説明をいただきます。  
久城事務局次長。
- 久城事務局次長 1番目の「インボイス制度の実施の中止・延期を求める陳情書」ですが、提出者は、国民大運動広島県実行委員会代表名で、11月8日付で受理しております。  
内容は、「政府が2023年10月1日から実施しようとしている、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止・延期を求めること」を陳情されております。  
インボイス制度とは、消費税について、一定の要件を満たした請求書に基づく申告を義務づけるもので、課税売上げが1,000万円以下の免税事業者がこの制度を利用するためには、令和5年3月31日までに税務署に登録申請書を提出し、消費税の課税事業者となる必要があります。  
インボイス制度では、制度に適合する請求書だけが仕入れ課税の対象となるため、次のような問題が発生する可能性があります。  
①免税事業者は、インボイス制度に登録することによって課税事業者となり、消費税申告に係る事務が発生する。  
②インボイス制度を利用しない免税業者に対して、取引先から消費税相当の値引きを要求される恐れがある。  
③免税事業者がこれまでの取引先から取引を停止されるおそれがある。  
④これまでの課税事業者もインボイス制度の導入によって、事務が増加するおそれがある。などです。  
このたびの陳情書は、令和5年10月1日からのインボイス制度の実施の中止や延期について、国への意見書の提出を要望されております。  
以上で、説明を終わります。
- 山根委員長 意見等ある方は発言を願います。  
新田委員。
- 新田委員 先ほど事務局から説明いただいたんですが、私は、インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために、売り手が買い手に対し、正確な適用税率、税額を伝える仕組みとして導入するものであり、売り手にとっては価格転換がしやすくなるというメリットが生まれるため、公平な税負担の確保につながるものと考えています。  
一方では、インボイスを発行できない免税事業者が取引から排除されかねないことや、事業負担が複雑になるといった懸念の声もあり、そのため制度の導入から6年間は、免税業者からの仕入れであっても、一

定の仕入れ税額控除を認める経過措置が設けられており、免税事業者はこの間に課税転換の納付を検討し、対応を見極めることができる仕組みが設けられていて、事務負担の軽減に向けては電子インボイス、請求に係るデジタルな仕組みの標準仕様の確立を含め、デジタル化によるビジネス全体の効率化を進めていく方向性にあります。

以上の内容を踏まえ、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書の対応は反対すべきだと考えます。

個人事業主、小規模事業主の事業継続等の配慮はもちろん必要であるという、この要旨は理解してはいますが、現時点では不採択とすることを私は考えています。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありませんか。

〔なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で、意見を終了します。  
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書」の件を、起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○山根委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は、不採択と決しました。

以上で、「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施の中止・延期を求める陳情書」の審査を終わります。

次に、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」に関する陳情の件を議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をいたさせます。

久城事務局次長。

○久城事務局次長 それでは、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」について説明をいたします。

提出者は、国民大運動広島県実行委員会代表名で、11月8日付で受理をしております。

内容は、「広島県独自の子ども医療費の助成制度の拡充を求めること」を陳情されており、現在、広島県では、就学前の子どもについて医療費の助成を市町と折半して行っていますが、多くの市町では、小学生以上についても独自の助成制度を設けられております。本市においても高校

3年生までを対象に、独自に助成制度を行っております。

このたびの陳情では、広島県に対して助成制度を、拡充の意見書を提出することを要望されております。

以上でございます。

○山根委員長 意見等ある方は発言を願います。

武岡委員。

○武岡委員 今、事務局のほうから説明があったわけですが、趣旨の中にもございましたように、広島県においては、医療費助成の拡充については、国に行ってもらう方針であるというふうにあります。また、既に少子化対策等で、拡充を行っている市町村も多く見受けられます。

本市におきましても、先ほどありましたように、幼児等医療費の助成として、ゼロ歳～18歳到達の年度末まで、保険診療分等、1医療機関につき1日500円を上限として助成をしております。

2023年7月には、国にこども家庭庁が設置されて、安心して子どもが医療を受けられることや、こども医療費助成の拡大をされることが大いに期待されるところでございます。

県・国の動向に注視した、このたびの陳情は、一応不採択とすることが望ましいと考えます。

以上です。

○山根委員長 ほかに発言はありますか。

〔なし〕

○山根委員長 発言なしと認め、以上で、意見を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」に関する陳情の件を、起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○山根委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は、不採択と決しました。

以上で、「子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書」に関する陳情の審査を終わります。

次に、その他の項に移ります。

「閉会中の継続調査事項」について御協議願います。

皆さんから、閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。

~~~~~○~~~~~

午前 10時43分 休憩

午前 10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
それでは、先ほど御協議いただきましたとおり、別紙一覧を今回継続調査事項として、定例会最終日に閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議がありませんので、さよう取り計らいます。  
その他、皆さんから何かございませんか。

〔意見なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これで、その他の項を終わります。  
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成については、皆さんから御意見等ありましたら発言を願います。

〔なし〕

○山根委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって、第2回産業厚生常任委員会を閉会といたします。  
大変御苦労さまでした。  
ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午後10時51分 散会